

●香川県警察本部告示第8号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の種別及び形式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 警察本部長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の公印のほか、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の部、部長及び地域監並びに所属（警察本部の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）及び所属の長の公印を作成することができる。ただし、警察署長印、警察署印、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印については、この限りでない。</p> <p>(公印の保管)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2条第4項本文の規定により作成した公印のうち、警察本部の部及び部長の公印は部内の庶務に関する事務をつかさどる課において、<u>地域監の公印は香川県警察本部生活安全部地域課において、その他の公印はそれぞれの公印に係る課、隊若しくは所又は香川県警察学校において保管しなければならない。</u></p>	<p>(公印の種別及び形式等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 警察本部長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の公印のほか、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の部及び部長並びに所属（警察本部の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）及び所属の長の公印を作成することができる。ただし、警察署長印、警察署印、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印については、この限りでない。</p> <p>(公印の保管)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2条第4項本文の規定により作成した公印のうち、警察本部の部及び部長の公印は部内の庶務に関する事務をつかさどる課において、その他の公印はそれぞれの公印に係る課、隊若しくは所又は香川県警察学校において保管しなければならない。</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。